

第十九回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第二一号

昭和二十九年一月二十八日(木曜日)午後二時九分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君

理事

小林 政夫君  
森下 政一君

委員

岡崎 眞一君  
藤野 繁雄君  
土田国太郎君  
前田 久吉君  
三木與吉郎君  
松永 義雄君  
堀木 鐵三君  
平林 太一君

政府委員

大蔵政務次官 植木庚子郎君  
大蔵大臣官房長 石田 正君

事務局側

常任委員 木村常次郎君  
会専門員 小田 正義君  
常任委員 小田 正義君  
会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省主税局 白石 正雄君  
税制第一課長 白石 正雄君  
大蔵省主計 小龍 孝次君  
局主計官 小龍 孝次君

本日の會議に付した事件

○米國対日援助物資等處理特別會計法等を廃止する法律案(内閣送付)

○昭和二十八年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

(内閣送付)

○農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計からする繰入金に関する法律案(内閣送付)

○今期国会提出予定法律案に関する件

○委員長(大矢半次郎君) これより第二回の大蔵委員会を開会いたします。

米國対日援助物資等處理特別會計法等を廃止する法律案(予備審査)、昭和二十八年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査)、農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計からする繰入金に関する法律案(予備審査)、右三案を一括議題として提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(植木庚子郎君) 只今議題となりました米國対日援助物資等處理特別會計法等を廃止する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この特別會計は、米國対日援助物資等の取得及び処分に関する政府の経理を明確にするため昭和二十五年に設置せられたものであります。昭和二十六年七月以降対日援助が打ち切られましたので、その後未徴収金の回収、残存物資の処分等の清算事務をいたして参りましたが、同物資等の処理は既完了したもので、昭和二十八年年度限りこの會計を廃止し、その資産及び負債を一般會計に引継ぐ等必要な措置を規定しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由でございます。何とぞ御審議の上、速かに御

賛成あらんことをお願いいたします。

次に、昭和二十八年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案について提出の理由を御説明申し上げます。

昭和二十八年年度におきましては、國債の償還に充てるための資金の繰入に関する特例をいたしまして、國債の元金償還に充てるため一般會計から繰入るべき金額は、財政法第六條の規定による前々年度歳入歳出決算上の剰余金の二分の一相当額にとどめ、國債整理基金特別會計法第二條第二項の規定による前年度首屆償還額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰入は、これを要しないこととする。共に、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が日本国有鉄道法施行法第九條又は日本電信電話公社法施行法第八條の規定により政府に對し負う債務の償還元利金は、國債整理基金特別會計に受入れ、当該金額について一般會計から償還資金の繰入があつたものとみなす特別の措置が講ぜられたのであります。最近における財政の状況に鑑み、且つ、經理の簡素化を図るため、昭和二十九年年度においても前年度と同様の特別的措施を講ずることといたしたいと思ひます。

次に、農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計からする繰入金に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

害、冷害等が相次いで異常に発生したため、農業共済再保險特別會計の農業勘定における再保險金の支払が増加し、多額の歳入不足を生ずることが予想され、第七回臨時国会において御審議をお願いした農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律によつて八十五億円を一般會計からこの會計の農業勘定に繰入れることができる措置を講じたのであります。今回は、前回の繰入金を以てしても、なお、相当額が不足することが予想されますので、昭和二十九年年度において更に一般會計からこの會計の農業勘定に五十五億円を繰入金をするのであります。

○委員長(大矢半次郎君) 都合によりまして、質疑は次回に譲りたいと思ひます。

○松永義雄君 資料をお願いいたしましたのでございますけれども、米國対日援助物資等處理特別會計法等を廃止する法律案について、決算報告、というよりなものがあるかと思ひますが、

○政府委員(植木庚子郎君) 承知いたしました。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、今期国会における提出予定法律案の概要について、政府より説明を聴取いたします。

○政府委員(石田正君) お諮りいたしますが、これから概略的に御説明申し上げますが、まだ内容がきまつてない点もございますので、速記をやめて頂いたほうが……或いはあとから御説明するのとダブつたり、多少違つたところがございますのでどうかと思ひますが、如何でしょうか。

○委員長(大矢半次郎君) 承知いたしました。速記をとめて下さい。

午後二時十六分速記中止

午後三時四分速記開始

第六部 大蔵委員会會議録第二号

昭和二十九年一月二十八日【参議院】

第六部 大蔵委員会會議録第二号

○委員長（大矢半次郎君）速記をつけ  
て下さい。

○小林政夫君 政務次官は替れたので、今までのこの委員会における審議の経過がわかつていないと思うのですが、そこで申上げるのでありますが、このたばこの定価の決定について、当委員会においては二年ほど前からいろいろ意見が出ておつて、今の専売益金というようなことは余り好ましくないのじやないか、むしろ製造価格と税金ということをはつきり分けたらどうか、公社当局に対しても、又監理官に対しても、そういう意味で一つ案を立ててみたらどうか、研究してもらいたいということをおつておるわけです。そういう点について、次官は最近ですから、研究されたかどうかということをお聞きするのも何だと思いますが、部内において、この機会に研究してもらいたい。

○政府委員(植木庚子郎君) 只今のたばこの値段のうち税に相当する部分をむしろ中から抜き出してはつきりと表示したかどうかということを研究しろということが、前からの委員会御議論になつておつた、その研究の状況はどうかという御質問と考えますが、実は私お察しの通りまだその問題について就任早々でも聞いておりません。或いはそうした御議論があつたとすれば、大蔵省といたしまして、或いは専売公社といたしまして、一府の研究は必ずしておることを思います。いづれ他日機会を得ましてその状況を御報告申し上げたいと存じます。

○小林政夫君 幸いに官房関係で二番目に上つてゐる法案が出るときに、いつもこれに關した法案のときにそうい

う議論をやつておるわけですから、それまでにはつきり研究の結果が報告できるやうに一つして頂きたい。

○平林太一君　ちよつと議事進行と質疑と兼ねて申上げたいと思います。

議事進行ということに該当しないならば、甚だ整わない点があれば、私のほうからお詫びいたしますが、本日は新春第一の大蔵委員会である。そこでは西川甚五郎君が旧膠旅行中お怪我をされたということを最近伺いまして、非常に驚いたのでありますが、我々といいたしましては、ここで謹んでお見舞を申上げて、速かに御全快に相成りますことをこの機会に私は西川君のために祈りたいと思います。

第二には、政務次官は今回新任せられましたが、只今初めて御説明を伺つたのでありますが、この機会に同君に一応心持を伺いたいと思ひますことは、恐らく政務次官に漠然として御就任に相成つたということとは、同君の御名譽のために私はさうに信じません。御就任に相成るに當りましては、定めし今日の只今まで説明をいたしました大蔵当局の法案内容の重大性に鑑みましても、相当なるこれに対する次官としての御覚悟があつて御就任に相成つたことと存じます。従ひまして、この際同君は、政務次官として今後どういふようなことをいたしたいか、どういふような方向で行きたいかという御経綸があらることと思ひますから、この際その点を一つ氣字を大にして伺いたい。

○政府委員(植木庚子郎君) 平林委員の誠に痛い御質問で、恐縮に存じます。私今回の政務次官の御交渉を受けましたときには、丁度国許に帰つてお

りまして、私は生来自分の性格から申しますと、極めて地道な、一歩々々と地道に歩いて行くという性格であります。一昨年第一回当選しましてからも、単なる陣笠としてこれから二十年、三十年、命の続く限り一つ飽くまでも代議士を続けて行きたい。その間最

後まで一代親士でも結構だ。自分としては本当にイギリスの国会議員が常に一議員たることを非常なる名譽としておられると同じよりな、そうした修養をいたして参りたいと思つておつたのであります。今回丁度たま／＼郷里におります中にあの発令がありまして、そのために十分熟考をしたり、或いはそのことで私へ御相談のあつたと

きに十分に意見を申上げる暇がなかつたのでありますが、自分としましては如何なる場合においても、政府の都合或いは党の都合で、この際大蔵政務次官というものは非常にむずかしい役割を勤めなければならんが、どんなところでも成敗は論ずるところじやない。大蔵大臣の御方針並びに政府の方針、党の方針等を体して、この際非常に大切な経済、財政のこの転換期に飽くまでも粘り強く、まじめに一つ勉強をして努力をして行こう、かような氣持でおる次第でございます。もとより、曾つて大蔵省に奉職いたしましたことがございますが、至つて未熟でございますから、是非とも参議院議員の各位のかたがたから熱烈なる御指導、御鞭撻、御支援を仰ぎたいとひとえにお願い申上げる次第でございます。何とぞよろしくお願い申上げます。

○平林太一君　只今植木君から非常に謙虚な御挨拶、又私に對しましては御客弁に接しまして、誠に私自身といった

しましては満足いたしました次第であります。どうか只今のお話のごとく、次官

としての職責遂行に成功を収められることをこの際祈つてやみません。同時に只今御挨拶のありましたにつけても、同君の盛運いよく隆々たることをこの際お祈りいたしておきます。

この際私は、只今官房長から説明の  
ありました六でありますが、補助金等  
の予算執行の適正化に関する法律案、  
それから七の補助金等の整理に関する  
法律案、これに関連いたしまして、補  
給金というものはこの中に含まれてお  
るのか、別個のものであるか、ちよつ  
と伺つておきたいと思ひます。

○説明員(小熊孝次君) 普通に補助

金、負担金と申しておりますものに、概念的には補給金というものは入らないのでございますが、この補給金というのは具体的に、法律的には、或いは予算的にはどういう実体を備えておるものであるかということによつて、補助金に入るか、負担金に入るかということはきまるのであります。利子補給というようなものでありますれば、これは一般的に申しまして補助金、負担金というものには入らない、このように考えております。

○平林太一君　それで極めて明確に相成つたのですが、利子補給、これは重大なものです。例えば二十九年年度の予算を見ましても、外航船舶に対する利子補給金三十七億数千万円を計上してある。だからこの補助金等の予算執行の適正化に関する法律案、これを考えるならば、当然この補給金の使途に対する予算執行の適正化に関する法律案というものが、これは並行して出て来なければならないものである。その点

これは出ていないのでありますが、どういう意味でありますか。

○説明員(小熊孝次君) 只今ちよつと申し方が悪かつと思ひますが、補助金等の予算の執行に関する法律のほうは一応補給金は入らないのであります。が、もう一つの補助金等の整理に關す

る法律のはうには、これは「等」と書いてありますが、その場合は、これは補助金とか負担金とか、いわゆる財政援助に関するもの、或いは場合によつてはその逆の場合もありますが、この題名の付け方が悪い、適当じやないわけですが、そういうものにつきては今回の予算措置に伴ひまして、整理を要するものは一応ここに一まと

いふうな名称の下に行われておりますところの事業の適正な執行が行われたいことを目標として、一応その範圍におきまして法律を立案したい、こう考へておる次第でございます。

○平林太一君 こちらから尋ねて、ことに對して、極めて核心に觸れていない、あいまい模範としておる。これは利子補給等に関する予算執行の適正を期するといふことは、いわゆる補助金等よりも或いはより遙かにこれは重大に適正化を期せなければならぬことである。そこで七の補助金等の整理に關する法律となつておるが、ややもすればさういふものに何か一部分含んでおるのじやないかといふに今聞きたれたのであるが、補助金に對するこれは整理に關する問題じやないのです。

それだから特に例へば金融機關その他に對する、今回の外航船舶に對する利子補給といふようなものに對しましては、極めて数字は三十億とか四十億とかいふふうに膨大である。だからこれは當然第六の補助金等の予算執行の適正化に關する法律案といふものに相並行して、いわゆる利子補給金等の予算執行に對する適正化に關する法律案といふものをこれは當然作つておくことが妥當じやないか、これは一つ早急にお考へになられて、これに對する御用意をなさるといふことをこの際お願い申上げておきます。それ以上これは別に追及することではありません。

それから第三は、十八、昭和二十八年六月から同年九月までの間の大水害及び風水害並びに昭和二十八年における冷害等による被害農家に對して米麦を特別価格で売渡したことに對して食糧管理特別會計に生じた損失を補填する

ための一般會計から繰入金に關する法律案、これを審議するに當つては、今日は大變あれでありますから、私は質疑をいたすことを差控えておきます。至急一つ資料として提出を求めます。特別価格で売渡したいいわゆる売渡先と、それから売渡總額、それから売渡しをいたしました種類、米麦とこれはありますから種類、米であるか麦であるか、その価格と、それから今の売渡先とその数量、これを一つ至急當該關係庁に指示して提出してもらいたい。非常に重大なことで、今回の災害の跡始末に對しましては、今日非常に我々の関心を持つておることでありまして、早急の一つこれをやつて頂きたい、こういうことを申上げておきます。

○松永義雄君 資料をお願いしたいのですけれども、同じく第七の補助金等の整理に關する法律案に關するものですけれども、たしか大蔵省に補助金或いは負担金等の表が出ておる印刷物があつたかと思つてゐる。若し残本があらしたら頂きたい、最近のものではないです。なおその中に補助率が書いてないのです。それを入れること、非常にたくさんの類別になつておること面倒かも知れません。

○説明員(小澤孝次君) 表になつたようなものはないと思つておると思つてゐるが、実は本日は作つておくべきであるかとも思つてゐるが、今回の対象になるものにつきては、いづれ当然参考資料として従前のものと改正のものの一覽表に作つて提出したいと思つております。なお資料があるかどうか探して見たい、こう思つております。残本があらしたら提出いたします。

昭和二十九年一月二十八日【參議院】

○委員長(大矢半次郎君) それでは他に御質疑がなければ、本日はこれを以て散會いたします。

午後三時二十四分散會

十二月十一日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

昭和二十八年の年末の賞与に對する所得税の臨時特別に關する法律案(案)

昭和二十八年の年末の賞与に對する所得税の臨時特別に關する法律案

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第一条第一項の規定に該當する個人が、同法の施行地において給与の支払をなす者(当該個人が同法第三十九条第一項又は第二項の規定により昭和二十八年中の支給に係る給与につき提出した申告書の經由先たる給与の支払者をいう。)から昭和二十八年の年末賞与(賞与のうち性質上十二月に支払を受けるべきものをいう。以下同じ。)及び年末賞与の性質を有する給与(以下これを「年末の賞与」と總稱する。)の支払を受ける場合において、当該年末の賞与については、その金額の合計額のうち一万五千元(当該合計額が一萬五千元に満たない場合は当該合計額)を限り、所得税を課さない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前に昭和二十八年の年末の賞与につき所得税法第三

十八条の規定により所得税の徴収が行われたときは、当該所得税額と当該年末の賞与につき同法同条及びこの法律の規定により徴収すべき所得税額との差額に相當する金額は、政令の定めるところにより、当該年末の賞与の支払を受けた者に還付し、又は当該年末の賞与の支払を受けた者の給与所得につき徴収すべき所得税額に充當する。

十二月二十五日本委員會に左の事件を付託された

一、生糸課税反對に關する請願(第五二号)(第一四九号)

一、給与所得に對する所得税の基礎控除額引上げの請願(第二二二号)

一、生命保険の所得税等軽減に關する請願(第一三八号)

一、群馬縣藤原郡建設に伴う補償費免税の請願(第一三九号)

一、特殊積雪寒冷地の所得税特別控除等に關する請願(第二二六号)

一、災害復旧資金の融資を擴大等に關する請願(第二三二号)

一、生糸課税反對に關する陳情(第一六号)

一、繊維器の消費税反對に關する陳情(第三七号)

一、電気冷蔵庫の物品税軽減に關する陳情(第三八号)

第五二号 昭和二十八年十二月十日受理

生糸課税反對に關する請願

請願者 長野県議會議長 下平 昭四

十九年度から生糸に對し従價十五パーセントの原系課税を実施しようとしてゐる由であるが、生糸に對する原系課税は結局消費者負担とならず養蠶家大衆に転嫁されて、實質的に蠶繭の下落となり全国で百八十億円の農民収奪となる。また養蠶意欲を低下させ生糸の輸出貿易に及ぼす影響も大きいから、生糸に對する課税に反對であるとの請願。

第一二二号 昭和二十八年十二月十一日受理

給与所得に對する所得税の基礎控除額引上げの請願

請願者 愛媛県宇摩郡川之江町 六六〇 尾藤幸雄外五名

紹介議員 湯山 勇君

公務員給与改訂に伴い、地方公務員も同等に実質賃金の所得を増すために所得税の基礎控除額を大幅に引き上げられたいとの請願。

第一三八号 昭和二十八年十二月十一日受理

生命保険の所得税等軽減に關する請願

請願者 東京都中央区京橋二ノ八第一生命分館内全固 生命保険外務労働組合 連合会内 城峻三

紹介議員 高橋進太郎君

生命保険は、多数の人が比較的少額の分担金を持寄ることによつて、死亡偶発の事故または所定の年限を経過した場合に比較的大なる経済保障を行うものであるが、現行の生命保険に對する所得税および相続税の控除額は諸外国の引例あるいはわが国の経済状態ならびに社会事情に徴してきわめて低額であり、一方戦災とインフレによつて過

去の自己蓄積を失つた大多數の國民には、万一の場合における遺族救済の途は不可能に近く、國による社会保障制度にしても財政上期待されるものは微々たるものであるから、生命保険の占める役割に鑑み、死亡保険金の受取人に対する相続税法第十二条第四号の非課税額を百万円に引き上げるとともに、生命保険料に対する所得税法第十二条の六の控除額を年額四万円に引き上げられたことの請願。

第一三九号 昭和二十八年十二月十一日受理

群馬縣藤原ダム建設に伴う補償費免稅の請願

請願者 群馬縣利根郡水上町大字藤原藤原ダム対策期

成同盟内 林賢二

紹介議員 石川 榮一君

群馬縣藤原ダム建設工事のため犠牲となる地元民千五百名の移転補償費は、最小限の更生資金であるから、これに對しては、當然補償費免稅の処置を講じ、犠牲者の不安動搖を防止せられたことの請願。

第一四九号 昭和二十八年十二月十一日受理

生糸課税反對に関する請願

請願者 宮城縣議會議長 栗野

豊助

紹介議員 吉野 信次君 高橋進

太郎君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二二六号 昭和二十八年十二月十四日受理

特殊積雪寒冷地の所得税特別控除等に関する請願

請願者 北海道旭川市南二条通

二〇の一、九五五 堀

末治外二十五名

紹介議員 堀 末治君

本土の最北端に位置する北海道の地理的気象条件は、特殊積雪寒冷地帯で、例年十月から翌年五月まで八箇月間に及ぶ長期にわたり、産業と道民の生活環境は多額の特別経費を要し、全国各府県に比して特に顕著なものであるから、(一)道内中小企業者並びに農漁民の所得に對し寒冷地特別控除を認めること、(二)道内勤労者に對し寒冷地手当及び石炭手当の支給額を課税の対象外とすること等所得税に本道の特殊積雪寒冷地事情を認められたことの請願。

第二三二号 昭和二十八年十二月十四日受理

災害復旧資金の融資わく拡大等に関する請願

請願者 福岡縣浮羽郡江南村

長 中川勝外十七名

紹介議員 細木 幸弘君 野田

俊作君

今次の水害はその被害に比し大なるにのぼり、これが復旧に要する借入金およびこれに對する利子も多きは一千万円以上の多額に達するので、水害以來多額の支出と収入の激減によつて、窮乏を続けている町村の財政をもつては到底その負担にたえず、従つてこれが自力による解決も不可能な事情に立ち至つてゐるから、復旧資金に對する融資のわく拡大とこれに對する利子補給の措置を講ぜられたことの請願。

第一六号 昭和二十八年十二月十四日受理

生糸課税反對に関する陳情

陳情者 東京都千代田区有楽町

一、七番系会館内中央

登系協内 吉田清二

今同政府は財政収入の一方途として生糸課税の新設を意圖しつつあるが、かかる課税は國內においては養蚕農民に転嫁され繭の減産をきたし、海外においては輸入関税または消費税課税の口実を与へ、輸出産業としての蚕糸業を衰微に追い込むものであるから、生糸課税には反對であるとの陳情。

第三七号 昭和二十八年十二月十六日受理

織維品の消費税反對に関する陳情

陳情者 京都府議會議長 北村

平三郎

税制調査會が政府に對して行つた答申の内容の一つとして織維品に對する消費税の新設があるが、これは發展途上のわが國經濟ならびに社会上由々しい問題として憂慮にたえないところであり、特に京都府は絹織物を主産とする西陣、丹後の各企業地を擁し、その優秀な技術は海外にもその評価を認められてゐるが、その大部分が零細業的存在であり、その新設は京都織物業者の倒産に拍車をかけ、その死滅といひては失業率流出の結果となるから、織維品の消費税には反對であるとの陳情。

陳情者 東京都千代田区有楽町

一、七番系会館内中央

登系協内 吉田清二

今日政府は財政収入の一方途として生糸課税の新設を意圖しつつあるが、かかる課税は國內においては養蚕農民に転嫁され繭の減産をきたし、海外においては輸入関税または消費税課税の口実を与へ、輸出産業としての蚕糸業を衰微に追い込むものであるから、生糸課税には反對であるとの陳情。

第三七号 昭和二十八年十二月十六日受理

織維品の消費税反對に関する陳情

陳情者 京都府議會議長 北村

平三郎

税制調査會が政府に對して行つた答申の内容の一つとして織維品に對する消費税の新設があるが、これは發展途上のわが國經濟ならびに社会上由々しい問題として憂慮にたえないところであり、特に京都府は絹織物を主産とする西陣、丹後の各企業地を擁し、その優秀な技術は海外にもその評価を認められてゐるが、その大部分が零細業的存在であり、その新設は京都織物業者の倒産に拍車をかけ、その死滅といひては失業率流出の結果となるから、織維品の消費税には反對であるとの陳情。

第三八号 昭和二十八年十二月十六日受理

電気冷蔵庫の物品税軽減に関する陳情

陳情者 東京都千代田区有楽町

一、三日本電氣工業會

内 高杉青一

最近税制調査會から電気冷蔵庫に對する税率を四十パーセントに引き上げる

より政府に答申されているが、食料品の交收防止には温度摂氏十度以下、湿度七十パーセント以下を必要とされておき、氷冷蔵庫ではこの温、湿度を保つことは實質的に不可能であるのに反し、電気冷蔵庫はこれを自由に調節できる關係上、諸外國においては電気冷蔵庫はすでに家庭の常備品となつておりわが國でも近年これが國民生活の必需品として普及のちよひつたところである。しかるに単に価格が比較的高額であるとの理由によりぜい沢品として扱われていることは全く非科學的の見解であるばかりでなく、楽器類、高級カメラ、テレビ等が三十パーセントの課税であるのに電気冷蔵庫のみ四十パーセントに引き上げることがまことに不合理であるから、電気冷蔵庫に對する物品税課税率を三十パーセントに引き下げられたことの陳情。

一月二十五日日本委員會に左の事件を付託された

一、特殊積雪寒冷地の所得税特別控除等に関する請願(第二八四号)

一、納稅事務手續の簡素化に関する陳情(第五五号)

一、織維消費税反對に関する陳情(第七二号)

一、勤勞所得税軽減に関する陳情(第九一号)

一、政府指定預金増額に関する陳情(第九二号)

第二八四号 昭和二十八年十二月十八日受理

特殊積雪寒冷地の所得税特別控除等に関する請願

請願者 北海道札幌市南二条中央

一丁目北海道中央中

小企業相談所内 大久

保和男

紹介議員 木下 源吉君

北海道は、国土の最北端に位し冬季間の氣象が示す如く特殊寒冷地帯である。従つて本道の特殊環境下における諸産業の生産原価及び營業経費は高く、道民生計費の膨脹は全国府県に比し、はなはだしく差があるから、本道の特殊実状を考慮され、(一)道内中小企業者並びに農、漁民に對し寒冷地課税特別控除の特例を立法化するこ

と、(二)道内勤労者に對し寒冷地手当並びに石炭手当の支給額を所得税課税対象から免除する特別法を制定すること等の立法措置を講ぜられたことの請願。

第三〇一号 昭和二十八年十二月二十一日受理

国内産含蜜糖消費税廃止等に関する請願

請願者 鹿児島縣熊毛郡西之表

一、生糸課税反對に関する陳情(第四四号)

一、納稅事務手續の簡素化に関する陳情(第五五号)

一、織維消費税反對に関する陳情(第七二号)

一、勤勞所得税軽減に関する陳情(第九一号)

一、政府指定預金増額に関する陳情(第九二号)

第二八四号 昭和二十八年十二月十八日受理

特殊積雪寒冷地の所得税特別控除等に関する請願

請願者 北海道札幌市南二条中央

一丁目北海道中央中

小企業相談所内 大久

保和男

紹介議員 木下 源吉君

北海道は、国土の最北端に位し冬季間の氣象が示す如く特殊寒冷地帯である。従つて本道の特殊環境下における諸産業の生産原価及び營業経費は高く、道民生計費の膨脹は全国府県に比し、はなはだしく差があるから、本道の特殊実状を考慮され、(一)道内中小企業者並びに農、漁民に對し寒冷地課税特別控除の特例を立法化するこ

と、(二)道内勤労者に對し寒冷地手当並びに石炭手当の支給額を所得税課税対象から免除する特別法を制定すること等の立法措置を講ぜられたことの請願。

町熊毛郡糖業対策委員  
会内 西村健夫外二名  
紹介議員 高野 一夫君  
鹿兒島県熊毛郡においては、農家経営上唯一の換金作物として甘しょを栽培し、含蜜糖を生産しているが、例年夏期から秋期に亘り来襲する台風および秋から冬にかけての季節風により農作物の受ける被害が甚大なものがあり、また最近における諸農作物価格の異状な下落に伴う甘しょおよび含蜜糖の販売価格の下落ならびに高率な砂糖消費税等により農家は苦境に落ちつつあるから、国内産含蜜糖消費税の廃止、熊毛糖の政府買上げならびに補助金交付等について善処せられたいとの請願。

第三二二号 昭和二十八年十二月二十一日受理  
揮発油税軽減に関する請願  
請願者 東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会  
内 小野哲  
紹介議員 早川 慎一君  
今回税制調査会から政府に対して地方道路補修財源として揮発油税の一割増徴を答申されたが、トラック運送事業にあつては、諸税総負担額の半額が揮発油税であり、本税の増徴は、トラック運送事業を崩壊させることとなるから、揮発油税の増徴に反対であるとともにむしろこれを軽減せられるよう善処されたいとの請願。

第三一九号 昭和二十八年十二月二十二日受理  
生糸課税反対等に関する請願  
請願者 埼玉県議会議長 染谷清四郎外十三名  
紹介議員 関根 久蔵君  
今回税制調査会の答申に基き生糸または絹織物に対する消費税の新設を企図されている由であるが、これは国内においては養蚕農民に転嫁されて繭の減産をきたし海外においては、生糸または絹織物に対する輸入税、消費税賦課の口実を手え輸出産業としての蚕糸業を衰滅させるものであるから本税設置には反対であり、また(一)蚕糸業振興対策を確立すること、(二)蚕糸技術指導強化費を増額等の措置をとられたいとの請願。

第三二〇号 昭和二十八年十二月二十三日受理  
保全経済会出資者救助に関する請願  
請願者 埼玉県大宮市浅間町二ノ三、一九一 坂巻正雄外百二十六名  
紹介議員 上原 正吉君  
保全経済会の突然の営業休止により受けた出資者の経済上の苦痛は深刻を極めており、すみやかな事態の回復を望んでいるから、これが出資者救済の抜本的対策を講ぜられたいとの請願。

第三六〇号 昭和二十八年十二月二十五日受理  
生糸課税反対等に関する請願  
請願者 茨城県議会議長 鈴木一司  
紹介議員 郡 祐一君  
この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。

第三六五号 昭和二十八年十二月二十五日受理  
東京都百人町公務員アパート撤去に関する請願  
請願者 東京都百人町公務員アパート撤去に関する請願

第六部 大蔵委員会会議録第二号 昭和二十九年一月二十八日【参議院】

請願者 東京都新宿区百人町四ノ四五〇戸山アパート  
一ノ館内 川内一郎外二十三名  
紹介議員 石井 桂君  
新宿区百人町四ノ四五〇都営戸山アパート一ノ館の南側に約六百坪の狭い空地に最近高級公務員アパート二つの建築工事が始まつたが、この空地は戸山アパート居住者のための緊急避難場所兼緑地小公園設置予定地として最適切かつ唯一の場所であつて、ここに永久に移転取壊しの不可能な鉄筋コンクリート住宅の建築を強行されることは国家百年の計を誤るものであり、附近住民の安全をおびやかすものであるから、直ちに工事を中止して緑地小公園を設置せられたいとの請願。

第四一二号 昭和二十九年一月八日受理  
生糸課税反対に関する請願  
請願者 福島県議会議長 蓮沼龍輔  
紹介議員 田畑 金光君  
税制調査会の答申案による生糸、絹織物に対する課税は、発展途上にあるわが国蚕糸業の進展を阻害し、更に繭価に圧迫を加へることとなり農家経済を破たんに導くこととなるから、原糸に対する課税には反対であるとの請願。

第四三三三号 昭和二十九年一月十三日受理  
集たばこの冷害対策に関する請願  
請願者 福島県議会議長 蓮沼龍輔  
紹介議員 石原幹市郎君 田畑金光君  
福島県は、集たばこ生産において全国第一位を占め、その収納金額は約三十億円を予想されたが、耕作期間中の不良天候、特に冷害による減収は予想以上のものがあり、農家経済に及ぼす影響は甚大に達するべきものがあるから、すみやかに専売法の改正による災害補償の即時実施と耕作団体活動費助成増額等について格別の措置を講ぜられたいとの請願。

第四四一號 昭和二十九年一月十三日受理  
揮発油税軽減に関する請願  
請願者 静岡県清水市入船町三ノ四鈴木自動車運送株式会社取締役社長 鈴木要二外七名  
紹介議員 長島 銀藏君  
運送事業における経費中燃料費の占める割合は十五パーセントから二十五パーセントで揮発油税の負担は多額であるから、これを軽減せられたいとの請願。

第四六三三號 昭和二十九年一月十四日受理  
揮発油税軽減に関する請願  
請願者 鳥取市今町二ノ二七日ノ丸運送株式会社取締役社長 由谷義治  
紹介議員 三好 英之君  
この請願の趣旨は、第三一二号と同じである。

第四四四號 昭和二十八年十二月十七日受理  
生糸課税反対に関する陳情(二通)  
陳情者 山梨県東山梨郡塩山町 秋山美文外七百九十四名  
蚕糸業の振興発展は、わが国の経済確立上極めて重要であるから、蚕糸業振興発展に阻害となる生糸原糸課税には反対であるとの陳情。

第五五五號 昭和二十八年十二月二十一日受理  
納税事務手続の簡素化に関する陳情  
陳情者 神戸市生田区明石町三八兵庫県経営者協会内 手塚敏雄  
わが国経済自立の達成は、正常なる貿易の発展特に輸出の振興にまねばならないが、これがためには製品コストを切り下げて国際競争に打ちかつことが最も大切である。その基礎をなす資本の蓄積、企業合理化の促進が現行の過重にして複雑多岐にわたる税制により阻害されている現状に鑑み、これが打開のため、(一)法人税の申告期限は事業年度終了の日から二箇月以内と規定されているが、これを三箇月以内とする、(二)会社事業概況説明書は廃止すること等の実現を期せられたいとの陳情。

第七二二號 昭和二十八年十二月二十二日受理  
繊維消費税反対に関する陳情  
陳情者 東京都港区三田四国町二ノ六全国繊維産業労働組合同盟内 滝田実  
政府は、今次の税制調査会の答申に基き、増徴の対象を間接税に置き、特にその重点を繊維(羊毛、生糸、麻)消費税として徴税する構想の由であるが、現在の国民の衣料生活において、これ等の繊維製品は国民大衆と密接な連がりがあるため、繊維消費税は、大衆課税と化し、勤労大衆に与える影響は大きく、税制の基本方針である課税の公平化に反することになるから、繊維

維消費税の立法化には反対であるとの陳情。

第七五号 昭和二十八年十二月二十三日受理

生糸課税反対に関する陳情

陳情者 徳島県議會議長 森口幸夫

この陳情の趣旨は、第四四号と同じである。

第九一七号 昭和二十九年一月十二日受理

勤勞所得税軽減に関する陳情

陳情者 東京都千代田区丸の内一ノ二日本経営者団体連盟 内 諸井貫一

勤勞所得税は、戦前に比しなお過重であるばかりでなく、申告納税に比し、むしろ不均衡となつてゐるから、二十九年度予算編成の際特別の軽減措置を講ぜられたいとの陳情。

第九二二号 昭和二十九年一月十二日受理

政府指定預金増額に関する陳情

陳情者 長野県議會議長 下平昶

四

戦後、わが国大企業の資本蓄積傾向に加えて、昨今の金融引締めのため、中小企業は極端な資金不足を招き、経営難は日を追つて深刻化しつつある。幸い政府においてはさきに五十五億円の政府指定預金を実施せられ、中小企業の救済と育成に多大の光明を与えたのであるが、中小企業の直面する未曾有の深刻なる危局に対処し、更に相当額の新規預託を実施せられたいとの陳情。

一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、米國対日援助物資等處理特別會計法等を廃止する法律案

一、昭和二十八年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、農業共済再保險特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案

米國対日援助物資等處理特別會計法等を廃止する法律案

米國対日援助物資等處理特別會計法等を廃止する法律案

左に掲げる法律は、廃止する。

一 米國対日援助物資等處理特別會計法（昭和二十五年法律第六十五号）

二 一般會計の歳出の財源に充てるための米國対日援助物資等處理特別會計から繰入金に関する法律（昭和二十七年法律第六十四号）

三 一般會計の歳出の財源に充てるための米國対日援助物資等處理特別會計から繰入金に関する法律（昭和二十八年法律第二百八十二号）

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 米國対日援助物資等處理特別會計の昭和二十八年度分の収入支出並びに昭和二十七年及び昭和二十八年年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際米國対日援助物資等處理特別會計に属する資産（現金及び昭和二十八年度分の収入金に係る権利を除く。）及び負債（昭和二十八年度中に支払義務が生じた支出金でこの法律施行前に支出済とならなかつたものに係る負債を除く。）は、この法律の施行の際、一般會計に帰属するものとする。

4 前項の規定による一般會計に帰属するものの外、米國対日援助物資等處理特別會計の昭和二十八年度の出納の完結の際同會計に属する資産及び負債は、その出納の完結の際、一般會計に帰属するものとする。

5 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別會計等から繰入金する一般會計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「米國対日援助物資等處理特別會計」を削る。

6 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号及び第六号中「米國対日援助物資等處理特別會計」を削る。

第九条第十六号中「引取、」を削り、同条第十七号を削る。

助物資等處理特別會計に属する資産（現金及び昭和二十八年度分の収入金に係る権利を除く。）及び負債（昭和二十八年度中に支払義務が生じた支出金でこの法律施行前に支出済とならなかつたものに係る負債を除く。）は、この法律の施行の際、一般會計に帰属するものとする。

4 前項の規定による一般會計に帰属するものの外、米國対日援助物資等處理特別會計の昭和二十八年度の出納の完結の際同會計に属する資産及び負債は、その出納の完結の際、一般會計に帰属するものとする。

5 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別會計等から繰入金する一般會計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「米國対日援助物資等處理特別會計」を削る。

6 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号及び第六号中「米國対日援助物資等處理特別會計」を削る。

第九条第十六号中「引取、」を削り、同条第十七号を削る。

昭和二十八年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入

昭和二十八年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年度及び昭和二十九年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

第一条中「昭和二十八年度」の下に「及び昭和二十九年年度」を加える。

第二条及び第三条中「昭和二十八年度」の下に「又は昭和二十九年年度」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

農業共済再保險特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案

農業共済再保險特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案

農業共済再保險特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案

農業共済再保險特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案

農業共済再保險特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案

農業共済再保險特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案

農業共済再保險特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案

農業共済再保險特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案

農業共済再保險特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案

農業共済再保險特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案

農業共済再保險特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案

農業共済再保險特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案

第二項の規定により同會計の再保險金支払基金勘定へ繰り入れられるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般會計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則